

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本巢市長 藤原 勉

市町村名 (市町村コード)	本巢市 (212181)	
地域名 (地域内農業集落名)	真正地域 (本郷東,本郷西,西町,且内北,且内南,八ツ又,大門,神明,住吉,西軽海,東軽海,十四条下,十四条上,宗慶東,宗慶西,小柿北,小柿南栄,小柿共栄,小柿坪内,東村,政田更屋敷,清水,竹後,国領,温井,溝口,下福島,浅木,海老/真正)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月11日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、70才以上の農業者の所有農地面積が当地区全体の4割に当たる131.7haと多くなっている。同様に、貸し付け希望農地も多く、地域の担い手の数が不十分であるため、新規就農者や近隣市町の農業者など後継者の確保が喫緊の課題である。また、用水整備が充足されていないなどの理由による、耕作に不向きな農地があることなどから耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の数が不十分であるため、受け入れ可能な地域の農業者や入作希望の新たな認定農業者や新規就農者の受け入れの促進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	446 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	446 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業施設用地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状、真正地域は集積集約が図られているが、さらに、農地中間管理機構を活用し、地域の主な担い手へ農地の集積集約を継続していく。また、連単化による効率的な営農を実現するため、担い手間での農地の調整も必要。
(2)農地中間管理機構の活用方針
多くの農地は、中間管理機構を通じて利用権設定が結ばれているが、相対契約解除の際には、利用権設定のため中間管理機構を利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業集落排水事業エリアの真正及び弾正西地区は下水処理施設設備の更新によって、農業用水などの水質改善を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の主な担い手を支援し集積・集約化を図りつつ、新規参入者にも同様に集積・集約化を図り多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カラスやヌートリアなどの目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ③食料生産における省力化や生産性の向上などのためのスマート農業機械の導入支援を図る。
- ⑦耕作放棄地の減少を目指し、優良農地の維持に努める。
- ⑨飼料用作物を耕作することで連作障害の回避や耕作放棄地の活用を図る。